

125.

Z-0006 |

0248

()
休戚一果之レテ相ム大ナル故ニ有レシ
慎重周密ノ考量ヲ加ヘ以テ朝鮮ヲ一歩ニサレ
ヘカラス
惟テ購置ノ多件ニ因リ戰局ノ進展ニ伴ヒ
伸縮スヘシトテ鈍ヲ抑テ原則トシテ左
ノ四大目的ニ副ハサレハカラス即チ
一 戰爭ノ目的
抑テ帝國ノ存存ニ賭シテ露國ト干戈ヲ
交ツレズ至リムルニ其目的以テ韓國ノ存立
ト滿洲ノ保全トヲ維持シ抑テ東亞ノ平和ヲ

()
明治二十七年七月首相ノ提言 未定稿
日露講和条件ニ就テ小村外務大臣意見
日露戰爭ハ帝國ニ取リテ前古未嘗有レテ事ニシ
テ邦家ノ安危存亡ニ懸リ其結果如何ニ存
セリ今ヤ露國始テノ開ケニヨリ既ニ半歳ノ餘
ニ及リテ雖チ幸ニ陛下ノ御威稜ト臣民ノ
忠良トニヨリ海陸共ニ連戰連捷ノ功ヲ奏レ我
國威ヲレ以テ冷テ字内ニ赫耀スルニ然レトモ
我邦ハ固ニ戰軍ノ爲メニ戰ヲマシメテ
隨テ和局ノ如何ハ勝敗ノ決ニ次ニ國家ノ利害

Z-0006

0249

()

沿海州方面、極々我利權ヲ擴張シ以テ
 國勢ノ平展ヲ圖リテハ、今更ニ
 戰軍ハ、或ハ満足ナク、軍費賠償ヲ得ルニシテ
 ハ、サレテ、料ハ、カサレ、以テ益々我利權
 擴張ノ必要ヲ見レ、新以テ
 情國將某ノ運命ニ伴フ帝國ノ政策
 孰シ情勢中外ノ形勢ヲ察スルニ、同國ハ自方
 以テ、永シ其獨立及領土保全ヲ維持スル
 望ニ、力ヲ、早晚、必解此分ノ否、俾ニ會
 計トシ、カサレ、右ハ、帝國ノ利權休戚ト極

10x20

T 9

P.V.M 9 980

()

確立スルニ在リ、之レ帝國ノ自衛ヲ全シ、我
 利權ヲ擁護スルニ、緊要ヲ、ヘカサレ、
 一ニシテ、是レ此目的ヲ達スルニ、帝國ノ自
 衛ト正當利權ト、依然トシテ保障ヲ、カ
 表シ、安固ヲ期スルニ、能ハサレ、
 二、帝國ノ利權擴張
 所、叶リ、國ハ、極東方面、極々我利權ヲ擴張
 及、カサレ、爲テ、機會ト、垂ク、カサレ、ハ、
 得、カサレ、カサレ、カサレ、カサレ、カサレ、
 故ニ、我邦ノ、直ニ、此機ニ、カサレ、カサレ、カサレ、

10x20

T 9

P.V.M 9 979

Z-0006

0250

()

帝國ノ目的トシテ所ニ實ニ如シ矣夫シ講
 和ノ條件ニ至リテ前ニ述ベシ如ク戦局ノ位
 勢如何ニ依リテ伸縮スヘキト勿論ナリト雖
 千九百一十四年及遼陽ノ大決戦ヲ以テ一段落ト
 ン帝國ノ対滿韓政策ハ前日ニ比シ自ラ一歩
 ヲ進ムヤシクヲ得テ即チ韓國ハ事實上ニ於テ
 我ニ権範圍トナシ既宜ノ方針及計畫ニ其至キ
 ヲ保護ノ實權ヲ確立シ益々我利權ノ伸達
 ヲ計ルヘク構想ノ或程度マテ我利權ノ擁護
 伸張ヲ期スヤシクナラズ
 帝國ノ目的トシテ所ニ實ニ如シ矣夫シ講
 和ノ條件ニ至リテ前ニ述ベシ如ク戦局ノ位
 勢如何ニ依リテ伸縮スヘキト勿論ナリト雖
 千九百一十四年及遼陽ノ大決戦ヲ以テ一段落ト

10x20

TS

P.V.M 9 982

()

四 戦局ノ結果ニ基テ帝國ノ対滿韓政策
 戦局以前ニ在リテ帝國ハ韓國ヲ我勢力範
 圍トシ構想ニ於テハ軍ニ既得ノ権利ヲ維持
 スルヲ以テ満足スヘキナリシニ不幸ニ此
 種形ノ要求ハ露國ノ容ル所トナラズ
 戦局ノ開クニ至リテ七ヲ以テ其結果ニ基
 テ重大ノ關係トシテ故ニ帝國ハ今ヨリ予メ
 之ニ備ヘ他日情勢如何ノ大問題生スルニ至
 リ優越ナシ難カラズ以テ之ニ急加スレノ基礎
 ラ作り置カレハカラス
 四 戦局ノ結果ニ基テ帝國ノ対滿韓政策
 戦局以前ニ在リテ帝國ハ韓國ヲ我勢力範
 圍トシ構想ニ於テハ軍ニ既得ノ権利ヲ維持
 スルヲ以テ満足スヘキナリシニ不幸ニ此
 種形ノ要求ハ露國ノ容ル所トナラズ
 戦局ノ開クニ至リテ七ヲ以テ其結果ニ基

10x20

TS

P.V.M 9 981

Z-0006



()

此ノ部ハ、之ノ情勢ニ交付スヘキヲ海軍ニ
 向テ請フノ事ニ全ク確信ナシトシテ、右ノ条
 件ヲ要スルニシテ、一カク即チ其ノ他
 國ニ割譲セザル旨ヲ約シ、之ニ付、其
 他ノ秩序ヲ完全ニ維持シ、行政官制等ノ改革ヲ
 実行セシムルニ付、三、哈爾濱、旅順間ノ鉄道
 及南滿州借地ノ譲与ヲ承認シ、之ニ付、四、
 鴨綠江ニテ、密陽ニ至ル鉄道敷設權ヲ讓与シ、
 之ニ付、五、引國、開通ノ爲メ、滿州ニ於テ
 一、對シテ、市長ヲ開キ、商工業上、裁會均等ノ立義

10x20

TS

P.V.M 9 986

()

之ニ付、一、カク、而シテ、之ノ爲メ、一、滿州
 於テ、同國軍隊ヲ撤退シ、併チ、之ニ從來ノ占領地
 行政ノ情勢ニ付、附シ、之ニ付、又、滿州横貫鉄道
 即チ、貝加爾地方ニテ、浦項、斯德、至ル、鉄道、一、軍
 二、商業ノ目的ニ使用スヘキ、条件、一、下ニ、此、在、露
 國、ラ、シ、テ、之ノ所有セシムヘキ、マ、哈爾濱、旅順
 間ノ、鉄道、并ニ、遼東、半島、租借地、ハ、之ヲ、我、邦、ニ、讓
 与セシムルニ、付、極メ、ノ、要、ナリ、
 次ニ、情勢ニ付、之ニ付、我、國、言フ、應ニ、露、國、ニ、從來
 不、法、占領ノ、地、域、ニ、付、之、我、國、領、土、歸

10x20

TS

P.V.M 9 985

Z-0006

0253

()

一 確認ヤシト并ニ直接間接ヲ問ハス同國ニ
 於テ日本ノ利益ノ妨碍ヲサトメ下ヲ納メ
 シタルコト

二 自露戰事申韓國政府ノ爲ニト宣言ハ統
 一有効ナルコトヲ承認セシムルコト

三 一定ノ期限内ニ條約ニ於テ日本國軍隊ヲ
 撤退シ及占領地ニ於テ行政ヲ情願ニ還附
 セシムルコト

四 滿洲鐵道及領土擴張ノ爲メ
 使用タル專ラ事業上ノ目的ニ使用スルコト

10x20

P.V.M 9 988

T8

()

一 軍費ノ賠償ヤシトニト
 韓國ニ於テ日本ノ完全ナル自由行動權
 スレハ左ノ如クナレシ

二 以上ニ我要求中條約ニ重要ナルモノニシ
 他ノ事項ノ加ヘ具體的ニ我要求條件ヲ列記
 ン

三 以上ニ我要求中條約ニ重要ナルモノニシ
 他ノ事項ノ加ヘ具體的ニ我要求條件ヲ列記
 スレハ左ノ如クナレシ

四 以上ニ我要求中條約ニ重要ナルモノニシ
 他ノ事項ノ加ヘ具體的ニ我要求條件ヲ列記
 スレハ左ノ如クナレシ

五 以上ニ我要求中條約ニ重要ナルモノニシ
 他ノ事項ノ加ヘ具體的ニ我要求條件ヲ列記
 スレハ左ノ如クナレシ

10x20

P.V.M 9 987

T8

Z-0006

0254

()

十六 州領州領事及其河川ニ於テ修業ノ自由
 ヲ認メシムル
 十一 里北江口ヨリガウゴエス4エニ
 至ル水陸航行ノ自由ヲ承認シムル
 十 三コラエヲスルハハカフス及ガウゴ
 エス4エニスルノ通商港トシ右ニ港及捕鯨
 斯統ニ市領事ノ駐在ヲ承認セシムル
 情國ニ對スル要求條件
 諸國ノ他國ニ割讓サレトウ約セシム
 八ト

10x20

P.V.M 9 990

TS

()

七 濠洲半島租借地ニ對スル一切の特權及財
 產ヲ日本ニ讓下シムル
 八 滿洲ニ於テ日本國商工業上機會均等ノ一
 義ヲ確メシムル
 九 薩哈連及其附近諸島ヲ日本ニ割讓セシム
 ト
 六 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト
 五 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト
 四 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト
 三 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト
 二 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト
 一 哈爾濱州領事ノ缺道其支線及之ニ附屬ス
 ル一切の特權及財產ヲ日本ニ讓下セシム
 ト

10x20

P.V.M 9 989

TS

Z-0006

0255

()

九	鴨綠江及輝江沿岸森林	伐權	茲	磁山採
八	承祀	ハシムト	ト	
八	遼河	松花江	鴨綠江	及其支流航行權
馬	我口省	齊	哈爾	海拉爾
吉林	省	寬城子	哈爾濱	吉林
盛	省	鳳凰城	遼陽	鉄嶺
約	ハシムト	ト		
七	列國	通商	口岸	古ノ市邑ヲ開
六	奉天	半島租借地	一	切、特權讓

10x20

TS

P.V.M 9 992

()

二	滿洲	ハシムト	秩序及治安維持	ノ責任ヲ定
全	書	ス	ハシムト	ノ約
三	前項	ノ目的	ヲ達	スル為
ノ	改善	ヲ實行	スル	ト
四	哈爾濱	賓州	順間	ノ鉄道
ハ	一切	ノ特權	讓	上
五	鴨綠江	岸	ノ地	與
六	遼陽	ノ地	與	ニ
七	及	哈爾濱	順間	無道
八	吉林	ノ全	鉄道	敷
九	ハシムト	ト		

10x20

TS

P.V.M 9 991

Z-0006

0256

()

振権ヲ日本ニ譲
 十、~~盛~~高者位奉
 帯ニ於テハ
 英米ノ自由ヲ
 認ムルニ付
 前記條件ハ
 棄テ去ル
 如ク
 旅順陥落及
 遼陽ノ大決戦
 ノ一段落トシ
 和議ヲ講ス
 場合ヲ仮定シ
 且テ直接ニ
 列國ノ利益ヲ
 害スル
 之ヲヤキ戦團ニ
 於テ之ヲ言ハ
 ンコト
 二、戦軍ノ目的
 ト之ヲ得ルニ
 供シテ
 其大ノ
 犠牲トシ
 繼ニ敢テ
 協大ノ要求
 ニアラス
 蓋シ今
 同ノ戦軍
 至リ
 敵軍ノ
 死命ヲ削
 スル
 之ト能ハ
 サ

10x20

P.V.M 9 994

T8

()

振権ヲ日本ニ譲
 十、~~盛~~高者位奉
 帯ニ於テハ
 英米ノ自由ヲ
 認ムルニ付
 前記條件ハ
 棄テ去ル
 如ク
 旅順陥落及
 遼陽ノ大決戦
 ノ一段落トシ
 和議ヲ講ス
 場合ヲ仮定シ
 且テ直接ニ
 列國ノ利益ヲ
 害スル
 之ヲヤキ戦團ニ
 於テ之ヲ言ハ
 ンコト
 二、戦軍ノ目的
 ト之ヲ得ルニ
 供シテ
 其大ノ
 犠牲トシ
 繼ニ敢テ
 協大ノ要求
 ニアラス
 蓋シ今
 同ノ戦軍
 至リ
 敵軍ノ
 死命ヲ削
 スル
 之ト能ハ
 サ

10x20

P.V.M 9 993

T8

Z-0006

0257